

# 胎内市内における火災対応に関する協力

## (郵便局車両への消火器搭載)

### 1 概要

胎内市との「火災対応に関する協定」に基づき、項番2の協力活動を行う。

なお、協力活動を開始するにあたり、事前の社員説明及び乗務前の消火器に係る点検を実施する。

### 2 協力活動内容

- (1) 中条局に配備されている事業用軽四輪車両（旧関川集配センター配備分は除く、以下「事業用車両」という。）1台につき、消火器（車載用・蓄圧式、以下「当該消火器」という。）1台を搭載。

なお、事業用車両への消火器の搭載場所については、中条郵便局と胎内市が調整の上、中条郵便局で決定。

- (2) 胎内市内において集配業務従事中に火災を発見した際は、速やかに当該消火器を使用して初期消火に当たるとともに、胎内市役所総務課交通防災係及び消防署、警察署等の関係機関へ通報。

### 3 社員への事前説明

協力活動を開始するにあたり、以下の事項について、社員へ説明。

- (1) 協力活動にあっては、業務に支障がない範囲で行うものであること。
- (2) 今回の協定締結に基づき郵便局で実施する火災発見時の協力活動は、あくまでも自らが被災しない範囲であって、消火器を持って対応できる初期消火を対象としたものであること。
- (3) 初期消火活動中、身の危険を感じた際は、協力活動を中止し、速やかに非難すること（あくまでも安全第一で、無理に消火活動を行う必要はないこと。）。

### 4 乗務前の点検

当該消火器が搭載された事業用車両を使用して業務に従事する際は、乗務前に当該消火器の外装に異常がないか等を、消火器に係る日常点検簿補助様式に基づき点検。

なお、点検時等において、当該消火器に異常が発見された際は、速やかに協定書に基づき胎内市役所総務課交通防災係あて連絡し、その後の対応を相談。

### 5 実施開始時期

準備が整い次第開始。

## 火災対応に関する協定書

胎内市（以下「甲」という。）と中条郵便局（以下「乙」という。）は、火災対応に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、胎内市内で発生した火災に速やかに対応するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （協力の内容）

第2条 乙は、乙の事業用軽四輪車両（以下「事業用車両」という。）に常時消火器を事業用車両1台につき1台搭載することとし、事業用車両を使用する社員を対象に消火器使用に係る訓練（以下「訓練」という。）を実施するものとする。

- 2 甲は、乙が実施する訓練に甲の負担により講師を派遣する。
- 3 乙は、胎内市内における集配業務従事中に火災を発見した場合は、速やかに事業用車両に搭載されている消火器を使用して初期消火に当たるとともに、甲及び消防署、警察署等の関係機関に通報する。

## （消火活動の範囲）

第3条 乙が行う初期消火は、業務に支障がなく、かつ、自らが被災しない範囲とし、消火器をもって対応できる範ちゅうとする。

- 2 乙は、前項の初期消火において、身の危険を感じたときは、協力活動を中止し、避難するものとする。

## （守秘義務）

第4条 乙は、第2条第3項の協力活動（以下「乙の協力活動」という。）終了後、その事実に係る情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を甲に提供するものとする。

- 2 第2条第3項及び前項の規定により乙が甲に情報を提供した場合において、甲は、乙の了承を得ることなく、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

## （免責）

第5条 乙は、乙の協力活動の実施の有無及びその程度について、この協定による責任を負わないものとする。

## （消火器の設置及び撤去等に係る経費の負担）

第6条 乙が第2条に規定する協力活動を実施するに当たり、必要となる初期の消火器の購入及び事業用車両への設置は、乙が行うこととする。なお、事業用車両に搭載する消火器は、車載用かつ蓄圧式の消火器とし、当該消火器に係る事業用車両への設置場所については、甲と調整の上、乙が決定するものとする。

- 2 事業用車両に搭載した消火器を使用して消火活動を行った場合や消火器が使用期限を経過した場合、及び日常点検において異常が判明したことにより使用不可となった場合は、甲は乙からの連絡を受け、甲の各年度における予算の範囲内において当該消火器を更新する等の措置を講じ、使用可能の状態にするものとする。ただし、使用不可の原因が明らかに乙の責めに帰するものについては、乙の負担により使用可能の状態にするものとする。
- 3 事業用車両が更改又は増配備となった場合、該当の事業用車両への消火器の搭載に係る全ての経費は、甲及び乙が協議の上、甲の各年度における予算の範囲内において甲が負担するものとする。なお、当該事業用車両への消火器の設置にあつては、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。
- 4 消火器を搭載した事業用車両が乙の責めに帰することなく廃車となった場合や胎内市外の郵便局に移動となった場合で、当該事業用車両を消火器設置前の状態に原状復帰する必要がある場合に、原状復帰に要する全ての経費は、甲及び乙が協議の上、甲の各年度における予算の範囲内において甲が負担するものとする。
- 5 郵便局敷地内又は胎内市外において発生した火災の消火に当たり、事業用車両に搭載した消火器を使用した場合には、乙の負担により当該消火器を更新する等の措置を講じ、使用可能の状態にするものとする。
- 6 乙の協力活動を中止する際は、甲乙協議の上、これを決定するものとする。なお、協力活動を中止した場合における消火器廃棄に係る費用及び当該事業用車両の原状復帰に要する費用については、中止を申し出た者が全てを負担するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結日から平成33年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 新潟県胎内市新和町2番10号  
胎内市長

乙 新潟県胎内市東本町23番8号  
中条郵便局長

消火器に係る日常点検簿(四輪車用)補助様式【 月分 枚目】

号車番号	[ ]	中条郵便局	郵便部
日付			
曜日			
点検印	乗務員(点検者)		

点検内容														
消火器	取付状況	取付状態に緩み、ガタツキ等がないこと												
	消火器本体容器	消火薬剤の漏れ・変形・損傷・腐食等がないこと												
	安全栓の封	損傷・脱落がなく、確実に取り付けられていること												
	安全栓	確実に装着されており、変形や損傷がないこと												
	鋼金具やレバーなどの操作部	変形や損傷等がなく、確実にセットされていること												
	キャップ	損傷・腐食・ひび等がないこと												
		確実に本体容器に緊結されていること												
	ホース	変形・損傷・亀裂等がないこと												
		消火器本体容器に緊結されていること												
	ノズル、ホーン及びノズル栓	変形・損傷・亀裂等がないこと												
ホースに緊結されていること														
ノズル栓が外れていないこと														
指示圧力計	変形・損傷等がないこと													
	指示圧力値が緑色範囲にあること													

点検結果の記入例 良好 : ○ 、不良 : ×

※必要に応じて点検項目を追加することは可。

※乗務前の点検の際、点検項目に「×」があった消火器は使用を中止し、速やかに胎内市役所交通防災係へ連絡の上、対応を相談。

【保存期間:1年】